



大門上池調節池広場の専用利用について

～ スポーツ活動での専用利用の場合 ～

問合せ先

一般社団法人美園タウンマネジメント（上池広場運営担当）

さいたま市緑区下野田494-1 オークリーフ1F（アーバンデザインセンターみそのUDCMi内）

Phone. 048-812-0301（火～金: 10時～19時 / 土・祝: 9時～16時 / 日・月: 定休）

Fax. 048-812-0305

E-mail. kami-ike-sports@misono-tm.org

※本資料は利用手続き概要の解説資料なので、
詳細は『利用ルール』をご確認ください。

広場の概要

- 大門上池調節池広場は、
 - ▶ 埼玉スタジアム2002公園（以下、埼玉スタジアム）と連携し、外から人を呼び込む賑わい・交流の場
 - ▶ 地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場の創出を目的として、埼玉スタジアムに隣接する河川調節池（大門上池調節池）内に整備された施設で、2021年4月より供用されています。
- 大門上池調節池は、河川氾濫防止等の治水対策施設としての機能を有しており、集中豪雨等により冠水する可能性があります。あくまでも調節池としての機能が最優先であるため、広場の利用を制限する場合があります。
- 広場の利用者は、調節池としての機能が最優先な広場であることを十分理解・了承したうえでご利用いただくものとします。



大門上池調節池広場



(2019年10月)
調節池の治水機能



イベントでの専用利用



スポーツ活動(競技練習)での専用利用

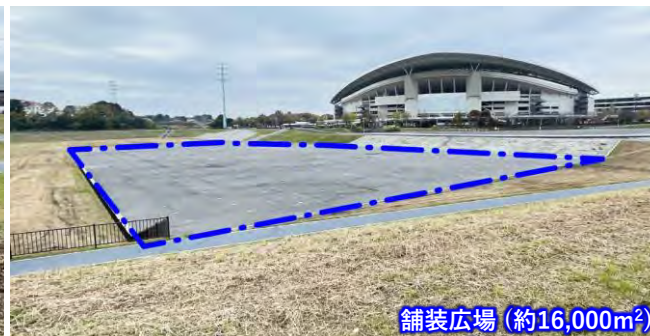
利用団体登録から広場利用までの流れ



利用可能区画



- 本広場の専用利用申込みにおける【スポーツ活動】とは、当該チーム・団体等の会員・メンバー内での日常的な競技練習等とします。広く一般参加を募って開催する競技会・練習会や営利目的での講習会等は含まず、これらを実施する場合は【イベント等】での専用利用としてお申込みください。
- 舗装広場・草地広場以外の利用をご希望の場合は、利用申込み前に必ず事前相談ください。ただし、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。
- 広場全体の専用利用でない場合（一部の専用利用の場合）は、カラーコーンを設置する等、利用箇所を明示ください。
- 電気・上下水・ガス、トイレ等の設備はございません。
- 車両による搬入・搬出は事務局の指定する動線にて行ってください。
- 専用利用する舗装面に車両駐車スペースを設けることも可能ですが、事前承諾を受ける必要がございます。



▼供用日 年中無休

▼供用時間

4月～8月	7:00～18:00
9月～10月	7:00～17:00
11月～12月	7:00～16:30
1月	7:00～17:00
2月～3月	7:00～17:30

禁止事項

- ① 調節池の機能を妨げること。
- ② 広場を損傷し、又は汚損すること。
- ③ 法令又は公序良俗に反する、またはその恐れがあること。
- ④ 撤去が不可能な物件を設置すること。
- ⑤ 土地の形質を変更すること。
- ⑥ 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資する恐れのあること。
- ⑦ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としたこと。
- ⑧ マルチ商法、無限連鎖商法等に関すること。
- ⑨ 喫煙すること
- ⑩ 動物を放し飼いすること。
- ⑪ 許可なく竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ⑫ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑬ 火気を使用すること。
- ⑭ 許可なく専用利用すること。
- ⑮ 立入禁止場所に立ち入ること。
- ⑯ 供用時間外に利用すること。
- ⑰ ごみその他汚物を投棄・放置すること。
- ⑱ 自動車（原付自転車等含む）にて通行し、駐車すること。ただし、承諾を受けたものは除きます。
- ⑲ 無人航空機（ドローン等）を飛行・操縦すること。
- ⑳ その他危険な行為や他人に迷惑のかかる行為をすること。

利用承諾の解除及び広場利用の中止もしくは停止

次の場合、利用承諾の解除又は利用の中止もしくは停止とさせていただきます。なお、市及び美園タウンマネジメントは、利用承諾の解除又はスポーツ活動の中止もしくは停止により生じる一切の損害を負わないものとさせていただきますので、予めご了承ください。

- ① 左記の「禁止事項」に該当すると認められた場合。
- ② 申込書に虚偽の記載があった場合。
- ③ 災害・感染症流行等の不可抗力により広場の利用が不可となった場合。
- ④ 急な修繕工事が必要となった場合など、広場の管理運営上やむを得ない事由が生じた場合。
- ⑤ 広場利用3日前12時の時点で次の状況の場合。
 - 広場が冠水しており、広場利用日までに水位の下がる目途が立っていない。
 - 広場利用日に大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水のいずれかの警報の可能性がさいたま市に発令されている。
- ⑥ 広場利用中に広場が冠水している、もしくは大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水のいずれかの警報がさいたま市に発令された場合。
- ⑦ 広場利用者が当広場の「利用ルール」に定める事項に違反した場合。
- ⑧ 市や美園タウンマネジメント、美園地区周辺施設の信用を失墜する事由が生じた場合。